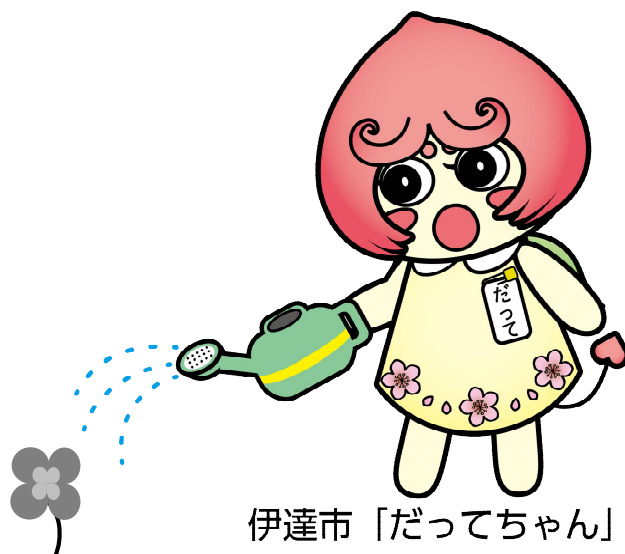


令和 9 年度 伊達市保育所等利用のしおり

※令和 8 年 10 月 1 日現在



このしおりの『保育所等』とは、

①認可保育園 ②認定こども園（保育利用）③小規模保育事業
等の施設・事業のことです。

このしおりには、伊達市における給付認定申請、保育所等の利用申請に関する手続き、
必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで申請してください。

令和 9 年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
0 歳児	令和 8 年（2026 年）4 月 2 日～
1 歳児	令和 7 年（2025 年）4 月 2 日～令和 8 年（2026 年）4 月 1 日
2 歳児	令和 6 年（2024 年）4 月 2 日～令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
3 歳児	令和 5 年（2023 年）4 月 2 日～令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
4 歳児	令和 4 年（2022 年）4 月 2 日～令和 5 年（2023 年）4 月 1 日
5 歳児	令和 3 年（2021 年）4 月 2 日～令和 4 年（2022 年）4 月 1 日

もくじ

1	利用できる教育・保育サービス……………	1	8	幼児教育・保育の無償化について……	14
2	保育所等の利用ができる方……………	2	9	利用開始後の確認事項……………	15
3	教育・保育給付認定について……………	3	10	いろいろな保育（特別保育）……………	17
4	申込みから入所までの流れ……………	5	11	入所申込書類の記入例……………	18
5	申請に必要な書類……………	7	12	変更届の記入例……………	20
6	こんなときは必ず届出してください……	10	13	市内認可保育所等の一覧……………	22
7	利用者負担額（保育料）について……	11	14	その他施設等の一覧……………	29

【重要】 はじめに確認していただきたい事

1. 入所日について

伊達市の保育所等では、入所日から最長 2 週間程度、保育時間を徐々に伸ばしていく慣らし保育期間を設けております。（15 ページ参照）

慣らし保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。

入所希望日より前に慣らし保育を行うことはできませんので、ご家族や雇用先等とも調整のうえ入所希望日を検討してください。

2. 保育料以外の費用の実費負担（※保育所等へ確認してください。）

制服や遠足、給食などの費用として、保育料以外の実費負担が発生する場合があります。

3. 特別な支援を必要とするお子さんについて

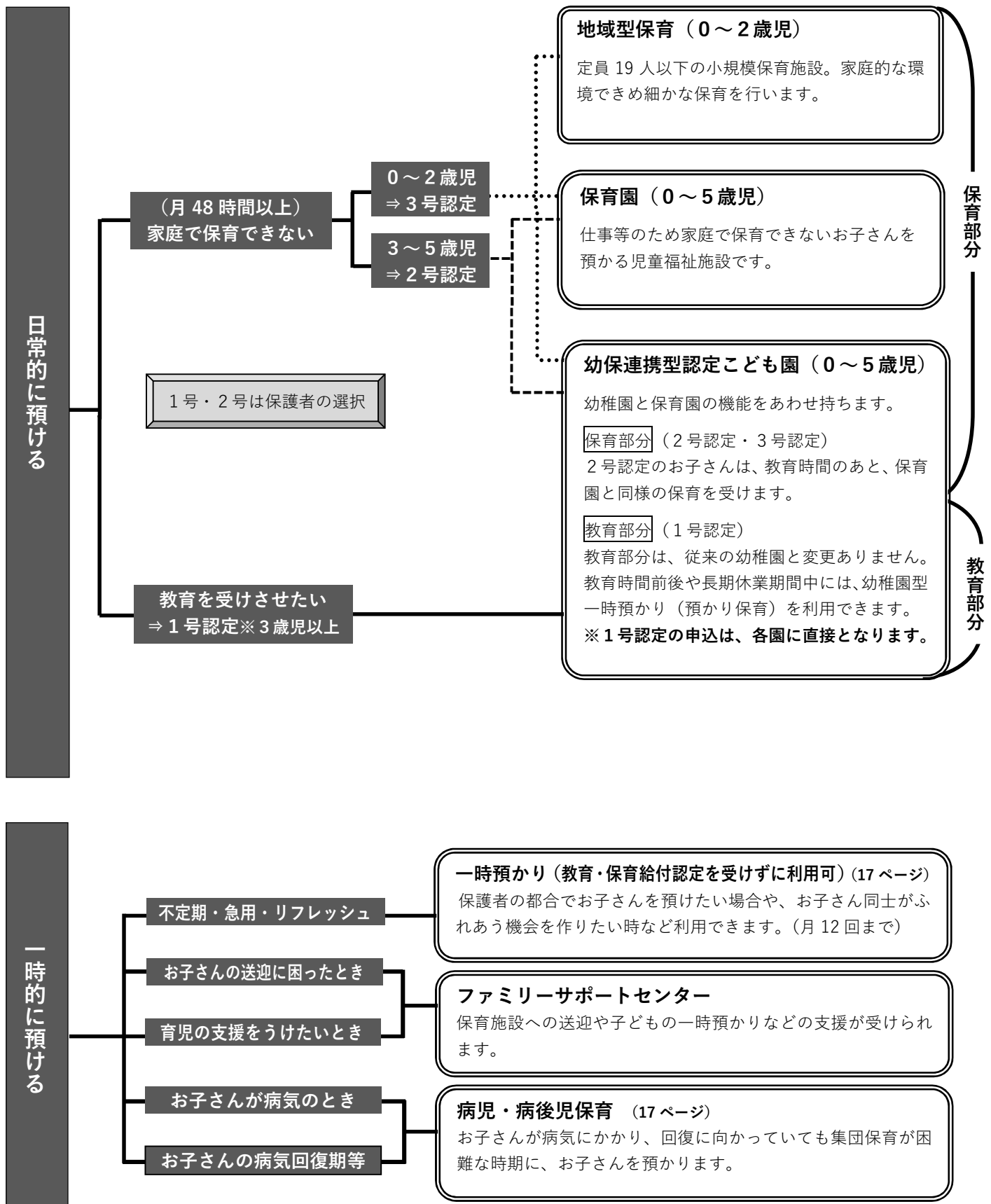
障がいや重い食物アレルギーのあるお子さん、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前にこども未来課へ必ず相談してください。

4. 希望保育所等の見学について

申請前に希望保育所等への見学をお勧めします。見学を希望する場合は、直接見学したい保育所等へお問い合わせください。

1 利用できる教育・保育サービス

伊達市では、お子さんをお預かりする様々なサービスがあります。状況や目的に応じてお選びください。保育所等の利用には、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。



2 保育所等の利用ができる方

小学校就学前のお子さんで、保護者のいずれもが次のような状態にあり、保育所等での保育を必要とする場合に利用することができます。なお、保護者及び申込児童が伊達市にお住まい、もしくは入所日までに転入予定の方に限ります。

事由	内容
1. 就労	会社や自宅を問わず、月 48 時間以上働いているとき
2. 妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要な時
3. 疾病・障がい	病気・けがや心身の障がいのため保育を必要とするとき
4. 介護・看護	病気や障がいのある親族を常時介護、看護しているとき
5. 災害復旧	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっているとき
6. 求職活動	求職活動をしているとき（起業準備を含む）※ 1
7. 就学・職業訓練	大学や職業訓練校などに月 48 時間以上通っているとき
8. 虐待・DV	虐待や DV のおそれがあるとき
9. 育児休業中の継続利用	※ 2
10. その他	その他、上記に類する状態として市が認めるとき

★保育所等（2号・3号認定）は、保護者が仕事等の事情でお子さんの保育を必要とする場合に、保護者に代わって保育する施設です。したがって「子どもの保育に手がかかる」「集団教育になれさせる」「友達がいない」等の理由だけでは、入所できません。

※ 1 求職中の認定について

認定期間内に月 48 時間以上就労することを証明する書類を保護者が提出せず、認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、保育所等が利用できなくなります。

※ 2 育児休業中に利用申請される方へ

- ・育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則、利用申請はできませんが、育児休業から復職することを前提とした利用申請はできます。
（育児休業取得前から就労等の事由ですでに保育所等を利用している児童は、育児休業後も継続利用できます。）
- ・保育所等の利用が決まった場合には、入所希望日から 2 週間（開所日【日曜、祝日、年末年始を除く】の最長 12 日）以内に復職していただく必要があります。
（例）4 月 1 日入所希望日の方は 4 月 15 日までに復職する必要があります。復職せず、育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。
- ・申込時は、産前産後休業・育児休業の取得期間が記載された「就労証明書」を提出してください。
入所が決定し、職場復帰した場合、復職日の前後 2 週間以内に復職年月日が記載された「就労証明書」を提出してください。

3 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、市が保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さんの年齢などの基準により、以下の3つの認定区分のいずれかに認定するもので、認定された区分に基づき、教育・保育の給付を行います。

(1) 認定区分

保育所等の利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受ける必要があります。なお、認定された区分によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	内容	利用できる主な施設
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	認定こども園
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園 小規模保育施設
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園 小規模保育施設

(2) 保育の必要量 (2号・3号認定)

保育認定（2号認定・3号認定）を受けた場合、「保育を必要とする事由」によって、保育所等を利用できる時間が異なります。（保育料については11～13ページをご覧ください。）

保育必要量	利用時間	事由
保育標準時間	7時～18時までの 11時間	1. (月120時間以上の) 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障がい 4. (月120時間以上の) 介護・看護 5. 災害復旧 7. (月120時間以上の) 就学・職業訓練 8. 虐待・DV
保育短時間	8時～16時までの 8時間	1. (月48時間以上120時間未満の) 就労 4. (月48時間以上120時間未満の) 介護・看護 6. 求職活動 7. (月48時間以上120時間未満の) 就学・職業訓練 9. 育児休業中の継続利用

※だてのもり保育園は利用時間が異なります。(28ページ参照)

※利用時間外の利用は、別途延長保育料がかかります。(17ページ参照)

※勤務時間や通勤時間を考慮すると短時間認定の利用時間内での送迎が難しいときは、「保育必要量（標準時間・短時間）の変更申立書」の提出により短時間認定であっても、標準時間への変更が認められる場合があります。

(3) 保育実施期間 (2号・3号認定)

「保育を必要とする事由」によって、保育所等を利用できる期間が異なります。

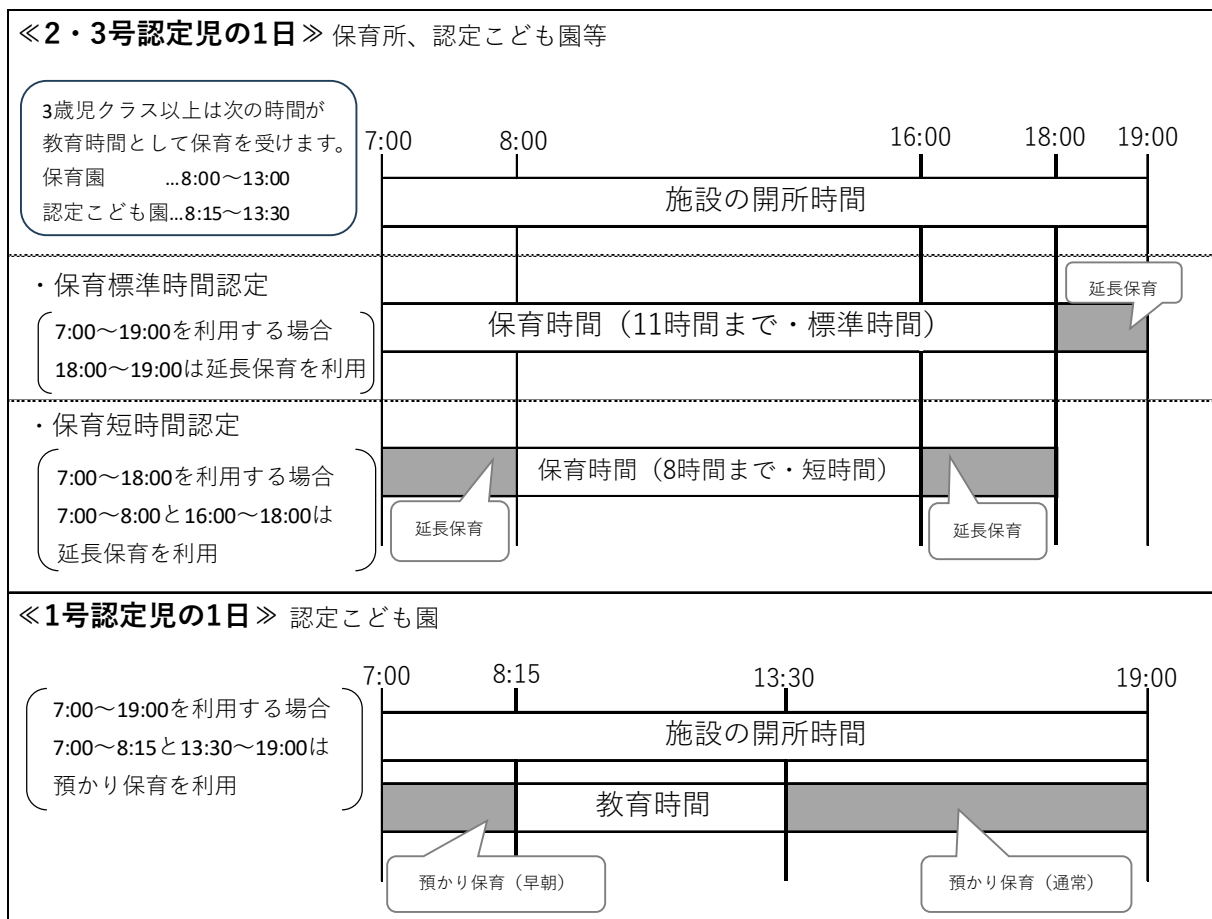
事由	認定有効期間	保育実施期間
1. 就労 3. 疾病・障がい 4. 介護・看護 5. 災害復旧 8. 虐待・DV	2号認定(3～5歳): 小学校就学まで 3号認定(0～2歳): 満3歳の誕生日の前日まで ※満3歳児となる年度途中に3号認定から2号認定へ切り替わります。	令和10年3月31日まで
2. 妊娠・出産	出産予定日前2か月～出産予定日8週間後の翌日が属する月の月末まで (例) 出産予定日が9月3日の場合、「出産予定日から起算して2か月前の日」は7月3日、「出産予定日から起算して8週間後の翌日」は10月30日であるため、認定期間は7月3日～10月31日となります。	
6. 求職活動	入所月を含めて原則3か月(在園途中の離職は、離職月を含めて3か月)	
7. 就学・職業訓練	卒業(修了)予定日の属する月の月末まで	
9. 育児休業中の継続利用	令和10年3月31日まで	

(4) 保育時間(保育所等を利用する時間)

「保育標準時間」、「保育短時間」どちらで認定されているかによって、利用時間帯が異なります。また、開所時間内でも、認定された時間を超えて利用する場合は延長保育となります。

<1日の流れのイメージ>

※園により実施時間が異なります。詳しくは直接園にお問い合わせください。



4 申込みから入所までの流れ（2号・3号認定）

新規入所申込み、現在利用している園以外への転園希望、年度当初に認定区分を変更（1号⇔2号）して入所希望する場合の手続きの流れです。なお、出生前の申込みは受付できません。

(1) 申請書類の入手

※申請に必要な書類は7～9ページ

令和8年10月1日（木）から配布

配布先：こども未来課または各総合支所市民福祉係、
保育園・認定こども園・小規模保育施設

※伊達市ホームページからも取得できます。

入所や手続きに関する相談

相談窓口：こども未来課

※各総合支所市民福祉係では、相談窓口を設けておりません。

(2) 申請書類の提出

※提出期間は6ページ

提出先：こども未来課または各総合支所市民福祉係

※保育園・認定こども園・小規模保育施設では、受け取りませんので、ご注意ください。

※事前に希望する保育所等への見学をお勧めします。見学については、直接保育所等にお問い合わせください。

※提出期間厳守となります。書類がすべて揃ってからの受付になりますので、余裕をもって申込みしてください。

(3) 「給付認定通知書」の交付

新規申請の場合、申請書類に基づき市で保育の必要性を判定後、支給認定証を送付します。

【送付時期】第1次Ⅰ期申込者：11月中旬～下旬

第1次Ⅱ期以降申込者：申請受理後、1か月以内

(4) 選考会議（利用調整）

各家庭の保育を必要とする状況を
指数化し、入所の優先順位を決め、
順位の高い方から入所を決定します。

ご希望の保育所等に利用が 決まらなかった場合（保留）

利用調整の結果、ご希望の保育所等に利用が決まらなかった場合は、こども未来課から「入所保留通知書」が交付されます。

入所保留となった場合は、利用が内定するまで、翌月以降も利用調整の対象となります。（令和10年3月まで）

○待機中は、入所が可能になった場合のみのご連絡となりますのでご了承ください。

○第二希望以降に入所となった場合、希望順位がより上の保育所等で引き続き利用調整の対象となります。（令和10年3月まで）

ご希望の保育所等に利用 が決まった場合（内定）

ご希望の保育所等の利用が内定した場合、こども未来課から「入所内定通知書」が交付されます。
通知時期は6ページ参照

(5) 保育所等での面接

お子さんの心身の発達状態を確認するために面接を実施します。

面接の実施時期	4・5月入所希望者	2月～3月
	6月以降入所希望者	入所希望月の前月か前々月（各月の下旬頃） ★保護者から直接保育所等に面接の連絡をお願いします。

(6) 入所承諾

面接終了後、入所承諾書を送付します。

【送付時期】4・5月入所希望者：3月上旬 6月以降入所希望者：面接終了後

◆ 2号・3号認定 各受付期間・利用調整時期・入所可否通知時期一覧

受付期間（受付日）によって、利用調整時期・入所可否通知時期が異なります。

書類がすべて揃ってからの受付になりますので、余裕をもって申込みしてください。

※利用開始月とは、慣らし保育も含めた利用を開始する月のことです。

※4・5月入所の第1次申込みをⅠ期、Ⅱ期と分けていますが、利用調整の際、Ⅱ期申込者はⅠ期申込者より優先順位が下がります。

※6月入所以降の申込みについてもⅠ期とⅡ期を設けています。Ⅰ期は①、Ⅱ期は②のスケジュールとなります。

利用 開始月	受付期間（受付日） 【受付時間】8：30～17：15（土日祝日を除く）		利用調整時期		入所可否通知時期	
4月 5月	第1次Ⅰ期：令和8年10月6日～10月26日 第1次Ⅱ期：令和8年10月27日～11月25日 第2次：令和8年11月26日～令和9年2月5日 第3次：令和9年2月8日～3月5日		12月上旬（第1次Ⅰ期） 12月上旬（第1次Ⅱ期） 2月10日前後（第2次） 3月10日前後（第3次）		12月下旬（第1次Ⅰ期） 12月下旬（第1次Ⅱ期） 2月下旬（第2次） 3月下旬（第3次）	
6月	① 3月1日～4月5日	② 4月6日～5月6日	① 4/10 前後	② 5/10 前後	① 4月下旬	② 5月下旬
7月	① 4月1日～5月6日	② 5月7日～6月7日	① 5/10 前後	② 6/10 前後	① 5月下旬	② 6月下旬
8月	① 5月6日～6月7日	② 6月8日～7月5日	① 6/10 前後	② 7/10 前後	① 6月下旬	② 7月下旬
9月	① 6月1日～7月5日	② 7月6日～8月5日	① 7/10 前後	② 8/10 前後	① 7月下旬	② 8月下旬
10月	① 7月1日～8月5日	② 8月6日～9月6日	① 8/10 前後	② 9/10 前後	① 8月下旬	② 9月下旬
11月	① 8月2日～9月6日	② 9月7日～10月5日	① 9/10 前後	② 10/10 前後	① 9月下旬	② 10月下旬
12月	① 9月1日～10月5日	② 10月6日～11月5日	① 10/10 前後	② 11/10 前後	① 10月下旬	② 11月下旬
1月	① 10月1日～11月5日	② 11月8日～12月6日	① 11/10 前後	② 12/10 前後	① 11月下旬	② 12月下旬
2月	① 11月1日～12月6日	② 12月7日～1月5日	① 12/10 前後	② 1/10 前後	① 12月下旬	② 1月下旬
3月	① 12月1日～1月5日	② 1月6日～2月7日	① 1/10 前後	② 2/10 前後	① 1月下旬	② 2月下旬

※だてのもり保育園は4・5月入所の募集は行いません。

例：6月入所希望の場合

	3/1	4/1	4/5	5/1	5/6	6/1	
①期	受付期間(3/1～4/5)		利用調整	入所可否通知	面接		入所
②期			受付期間(4/6～5/6)		利用調整	入所可否通知	面接 入所

< 注意事項 >

！申込み内容に虚偽がある場合や保育料が未納の場合は入所内容や決定を取り消すことがあります。

！申込み後、保育を必要とする事由や家庭の状況に変更があった場合は、必ず変更の手続きを行ってください。（10 ページ参照）

！申込み後、保育所等に入所する必要がなくなった場合は、『保育所等退所・辞退届』を提出してください。

5 申請に必要な書類

(1) 必ず提出するもの

申込児童ごとに必要書類を提出してください。

提出書類	備 考
①教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書	
②家庭状況調査 (1) (2) (様式 1 および 2)	様式 2 は該当がなくても未記入 (白紙) で提出
③扶養児童等調査書 (様式 3)	きょうだい関係について、同居・別居にかかわらず生計が同一の場合はすべて記入。
④保育を必要とする事由を証明する書類	8 ページ参照

※書類提出の際は、別冊「教育・保育給付認定（保育認定）申請書兼保育所等入所申込書」の必要書類チェック表もご活用ください。

※2・3号認定のまま転園を希望する場合や、1号認定で認定こども園を利用していたが、新年度から2号認定での利用を希望される場合は、**新規扱いでの利用調整**を行います。

※転入前申込みの方は、転入後忘れずに「教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届」を提出してください。

(2) 家庭状況に応じて提出するもの

該当がある場合は次の書類も提出してください。

家庭状況	提出書類
ひとり親家庭	『ひとり親家庭医療費受給資格者証』の写し、または、『戸籍謄本』 ※その他（行方不明・拘禁等）に該当する方は別途ご相談ください。
同居親族に障がい者がいる（右記手帳等を交付されている場合）	『身体障がい者手帳』、『療育手帳』、『特別児童扶養手当受給証明書』 『精神障がい者手帳』、『障がい基礎年金等の年金証書』いずれかの写し
i) 令和8年1月1日現在、伊達市に住所がなかった方※1 ii) 令和8年度市町村民税を他市町村に納めている方※1	i) 令和8年1月1日現在の住所地における令和8年度所得課税証明書※1 ii) 令和8年度市町村民税を納めている市町村発行の令和8年度所得課税証明書※1 ◎教育・保育給付認定申請書にマイナンバーの記入がある場合は提出を省略することが可能です。ただし、家庭状況によっては、後日提出を依頼する場合があります。 ◎扶養に入っている場合や非課税の場合も必要です。未提出の場合、保育料を算定できないため、提出があるまでは 保育料の最高階層の世帯とみなして保育料を算定することになります。

※1 令和9年9月以降入所希望申込者については『令和8年』部分を『令和9年』に置き換えてください。

- 生活保護受給、里親委託等の場合は別途ご相談ください。

(3) 保育を必要とする事由を証明する書類

父母（保護者）および世帯員（世帯分離している同居者を含む）全員分 ※1

ただし、65歳以上の祖父母等や18歳以下の学生（高校生まで）・児童は除く。

必要書類 事由（状況） [注意事項]	就労 証明書	自営業 ・農業 申立書	就学 状況 申立書	保育必 要事由 申立書 (就労 ・就学 以外)	育児休 暇取得 証明書 兼継続 入所申 出書	求職 活動 申立書	添 付 書 類	添付書類名
		様式 5	様式 6	様式 7	様式 8	様式 9		
1 就労（会社勤務・内職）※2	●							
2 就労（自営業・農業）		●						
3 産休・育児後に入所希望※3 [産休・育児取得期間を必ず記入]	●							
4 妊娠・出産				●			●	・母子手帳の写し (①表紙、②出産予定日記載ページ)
5 疾病・障がい				●			●	・診断書（原本）もしくは障がい者 手帳、特別児童扶養手当受給証明 書の写し
6 介護・看護				●			●	・診断書（原本）もしくは介護保険 証、障がい者手帳等の写し
7 災害復旧				●			●	・罹災証明書の写し等
8 求職活動（起業準備含む）						●		
9 就学・職業訓練			●				●	・在学証明書または学生証の写し ・時間割の写し
10 虐待・DV							●	・相談機関が発行する任意の証明書
11 育児休業中の継続利用 [新規申込者は受付できません]					●			

※1 父母（保護者）以外の世帯員（65歳以上の祖父母等や18歳以下の学生（高校生まで）・児童は除く）で、保育を必要とする事由に該当しない場合でも申請できますが、利用調整時に優先度が下がります。

※2 就労先が2か所以上ある場合は、すべての就労先から取得してください。

※3 申込時は、産前産後休業・育児休業の取得期間が記載された『就労証明書』を提出してください。また、入所が決定し、職場復帰した場合、復職日の前後2週間以内に復職年月日が記載された『就労証明書』を提出してください。

(4) 申請時に持参するもの

- ☐ 申請者（「教育・保育給付認定（変更）申請書」の保護者氏名欄に記載した方）のマイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票（写し可）
- ☐ 提出者（書類を提出に来た方）の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

(5) マイナンバーの記載について

保育所等の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、**マイナンバー（個人番号）の記載**が必要です。

● マイナンバーの記載が必要な書類

- ・「教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」→**新規申込**のとき

● 本人確認書類の提示

マイナンバーを記載した書類を提出する際は、「申請者」欄に記載された方の本人確認（「①番号確認」と「②身元確認」）を行いますので、以下の書類の提示をお願いします。

＜提示書類＞ ※郵送で申請する場合は①番号確認書類及び②身元確認書類の写しを添付してください。

①番号確認書類

申請者（[保護者氏名欄]に名前を記載した方）のマイナンバーが確認できる書類
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票（写し可）のいずれか 1 点

②身元確認書類

提出者（窓口で書類を提出に来た方）の身元を確認できる書類
マイナンバーカード、運転免許証などの顔写真付き身分証明書 1 点

● 申請者と提出者が異なる場合の記入

「保護者氏名（申請者）」に記載した方と異なる方が提出するときは、「受任者氏名（提出者）」に、提出する方の氏名等を記入してください。

【記入例】

教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書

伊達市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び保育所等入所申込をします。
また、この申請書等及び添付書類の写しを利用施設に送付すること、並びに市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請者 (父：伊達太郎)	申請(届出)日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	申請(届出)	☒ 新規申請 ☐ 現況届
	ふりがな 保護者氏名 (申請者)	だて たろう 伊達 太郎	連絡先	(日中連絡がとれる番号) 自 宅:024-XXXX-XXXX 携帯電話:090-XXXX-XXXX
	個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	保護者住所	(〒 960- 0692) 伊達市 保原町舟橋 180 番地		
提出者 (母：伊達幸子)	上記申請及び個人番号の提供について、以下の者に委任します。 ※上記保護者(申請者)が申請に来られない場合は、提出する方がこの受任者(提出者)欄にご記入ください。			
	ふりがな 受任者氏名 (提出者)	だて さちこ 伊達 幸子	住所	☒ 保護者住所と同じ ☐ 別住所 ()
	申請者との関係	妻	連絡先	自 宅:024-XXXX-XXXX 携帯電話:090-XXXX-XXXX

(例) 新規申込者で保護者が父、提出者が母の場合、以下の書類の提示・記入が必要になります。

- 提示するもの ⇒ ①父（申請者）の番号確認書類：マイナンバーカード
②母（窓口来庁者）の身元確認書類：運転免許証

記入するもの ⇒ ③「受任者氏名（提出者）欄」に母の氏名・申請者との関係・住所・連絡先を記入

6 こんなときは必ず届出してください (2・3号認定児)

■届出先…保育園：こども未来課または各総合支所市民福祉係
認定こども園・小規模保育：利用している園

変更届の記入例は⇒20～21 ページ参照

内容	提出書類	備考
父 母（保 護 者）の 保育を必要とする事由の変更 または 就労状況の変更・・・A	☐ 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 ☐ 変更後の保育を必要とする事由を証明する書類（8ページ参照） （例「求職活動→就労」、勤務場所・就労時間・育休期間の変更等） ☐ 支給認定証	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 ☐ 保育を必要とする事 由の変更」欄を記入
育児休業からの復帰 （育休継続から就労に変更）	☐ 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 ☐ 就労証明書 ☐ 支給認定証	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 ☐ 保育を必要とする事 由の変更」欄を記入
育児休業期間の変更に伴 う入所日の変更	☐ A の書類	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 ☐ その他事由」欄に変更 後入所希望日を記入
転居・転入・・・B	☐ 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 ☐ 支給認定証	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 ☐ 住所」欄を記入
転出	☐ 『保育所等退所・辞退届』 ☐ 支給認定証	
保護者変更・・・C	☐ 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 ☐ 支給認定証	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 ☐ 保護者」欄を記入 ◎変更後の保護者名で再 度口座振替の申込み
世帯状況の変更 （世帯員増減）・・・D	☐ 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 ☐ （保護者が増えた場合は）新しく世帯員となった方の 保育を必要とする事由を証明する書類（8ページ参照） ※父母（保護者）以外の世帯員分は不要	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 ☐ 世帯員の異動」欄を記入
婚姻・離婚	☐ 住所の変更があった場合 B の書類 ☐ 保護者の変更があった場合 C の書類 ☐ 世帯状況の変更があった場合 D の書類 ☐ （離婚の場合は）ひとり親の証明 （ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し、または、戸籍謄本）	
1号から2号認定に変更 （利用している園で年度途中の変更 申請があった翌月から変更）	☐ 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 ☐ 扶養児童等調査書 ☐ 保育を必要とする事由を証明する書類（8ページ参照） ※父母（保護者）以外の世帯員分は不要	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 ☐ 支給認定区分」欄を記入
2号から1号認定に変更 （年度途中の変更）	☐ 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』	◎太枠・子どもの氏名等・ 「 ☐ 支給認定区分」欄を記入
支給認定証の再交付	☐ 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』	◎『申請（届出）内容』欄 の再交付申請にチェック

※ 実際の利用は、変更のあった日から変更後の認定区分で利用可能となります。ただし、変更が生じてから変更手続きを行った場合は、手続きを行った日から変更後の認定区分で利用可能となります。なお、保育料は翌月から変更後の保育料を徴収します。（変更のあった日が月初日の場合はその月から変更後の保育料となります。）

※父親が育児休業を取得する際は、妊娠・出産認定の期間を超える場合のみ、必要書類をご提出ください。
（妊娠・出産認定期間中は父親が育児休業中でも標準時間認定で利用が可能です。）

【注意】年度途中に認定区分変更（1号→2号認定または、2号→1号認定）を希望する場合は、認定区分別の定員設定があるため、現在利用している園に変更後の認定区分で通園可能かお問い合わせください。

7 利用者負担額（保育料）について

(1) 保育料の算定方法について

- 3号認定の通常保育料（延長保育料を除く）は、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）、扶養義務者の市町村民税額および扶養人数によって決定します。基本的に父母両方の市町村民税の合計額で算定しますが、同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合（父母の収入が一定基準以下の場合など）には、家計の主宰者と認められた方の市町村民税額も含めて算定します。
- 保育料決定の際の市町村民税額については、住宅借入金等控除、配当控除、外国税額控除、寄附控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。
- 月途中入所・退所の場合、保育料は日割算定となります。
- 1・2号認定は令和元年10月から保育料が無償化されました。※
 - ※ 1号認定と2号認定のお子さんは給食費がかかります。（各施設にて徴収します。）
給食費は無償化対象外です。
また、認定区分にかかわらず諸費用（実費）がかかります。
金額は施設によって異なりますので各施設に確認してください。
- 保育料は4月1日時点の年齢で算定します。年度途中で満3歳になり、3号認定から2号認定に変更となってもその年度は3号認定の保育料になります。

注意

算定対象者（原則として父母）の市町村民税が未申告の場合、保育料を算定するための税情報が不明であるため、申告されるまでは最高階層の世帯とみなして保育料を算定することになります。父母どちらか一方が未申告である場合も同様です。

(2) 保育料の減免について（3号認定）

- ①入院、里帰り出産等で月の初日から末日まで1日も利用しなかった場合は、当該月の保育料を全額免除します。
- ②同月内において利用日数が開園日数の半分を超えない場合は、保育料が半額になります。

※①、②いずれも園に申請が必要になります。

※欠席期間が連続で2か月以上になる場合は、減免ではなく、一旦退所となります。（再入所する際には、優先的に利用調整します。）

※月途中入所・退所者の入所・退所月は、日割算定となるため減免対象外となります。

(3) 保育料の切り替え時期について

4月～8月分の保育料は前年度の市町村民税額を基に決定します。毎年9月が保育料の切り替え時期となり、9月～翌年3月分の保育料は、確定した当年度の市町村民税額により算定します。**保育料が変更となる方にのみ、毎年8月頃にお知らせします。**

算定期間と対応する市町村民税

令和9年									令和10年		
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
「令和8年度」の市町村民税額等に基づく保育料 (令和7年1月1日～12月31日までの所得)					「令和9年度」の市町村民税額等に基づく保育料 (令和8年1月1日～12月31日までの所得)						

(4) 納入期限および方法（保育園・公立認定こども園）

納入期限までに必ず納入してください。2か月以上未納の場合は、保育所等の利用を一時停止する場合があります。

◇保育料の納入期限は利用月の翌月25日です。（土日祝日の場合は翌営業日となります。）

◇原則、口座振替による納入をお願いしています。納入期限の前日までに残高の確認をお願いします。

（注意）保育園から公立認定こども園（公立認定こども園から保育園）に転園した場合は、口座振替申込みが新たに必要です。

令和9年度 保育園及び公立認定こども園保育料納入期限一覧

利用年月	R9年4月分	R9年5月分	R9年6月分	R9年7月分	R9年8月分	R9年9月分
納入期限	R9.5.25	R9.6.25	R9.7.26	R9.8.25	R9.9.27	R9.10.25
利用年月	R9年10月分	R9年11月分	R9年12月分	R10年1月分	R10年2月分	R10年3月分
納入期限	R9.11.25	R9.12.27	R10.1.25	R10.2.25	R10.3.27	R10.4.25

（納入期限日に口座振替を行います。）

口座振替手続き方法

- ① 保育料決定通知書が届きましたら、Web 口座振替受付サービス、または、口座振替を希望する金融機関・郵便局で『伊達市市税等口座振替依頼書』により手続きをしてください。
- ② 口座振替の手続きをされるまでは、『納入通知書』により金融機関・各総合支所（保原は会計課）にて納入してください。『納入通知書』は、利用月の翌月10日前後に発送いたします。

※私立認定こども園・私立小規模保育は園ごとに納入期限・徴収方法が異なりますので、園の指示に従って納入してください。

(5) (参考) 令和9年度伊達市保育園・認定こども園・小規模保育・幼稚園 保育料(月額)

伊達市では国が示す基準額を市独自に軽減し、保育料を設定しています。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料月額 (年齢は4/1時点)				
階層区分 () 区分は1号認定の階層区分	定 義		3号認定(0~2歳)		2号認定(3~5歳)		1号認定
			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	教育 標準時間
第1階層 (第1階層)	生活保護世帯、里親委託世帯等						
第2階層 (第2階層)	市町村民税 非課税世帯						
第3階層 a (第2階層)	市町村民税所得割 非課税世帯	ひとり親世帯等	4,500	4,400			
第3階層 b (第3階層)	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600円未満 ひとり親世帯等	10,000	9,800			
第4階層 a1 (第3階層)		48,600円以上 57,700円未満 ひとり親世帯等	4,500	4,400			
第4階層 a2 (第3階層)		57,700円以上 58,200円未満 ひとり親世帯等	16,000	15,700			
第4階層 b (第3階層)		58,200円以上 67,800円未満 ひとり親世帯等	4,500	4,400			
第4階層 c (第3階層)		67,800円以上 77,101円未満 ひとり親世帯等	19,000	18,600			
第4階層 d (第4階層)		77,101円以上 87,000円未満	4,500	4,400			
第4階層 e (第4階層)		87,000円以上 97,000円未満	22,000	21,600			
第5階層 (第4階層)		97,000円以上 169,000円未満	25,000	24,500			
第6階層 (第4階層)		169,000円以上 211,201円未満	28,000	27,500			
第6階層 (第5階層)		211,201円以上 301,000円未満	32,000	31,400			
第7階層 (第5階層)		301,000円以上 397,000円未満	35,000	34,400			
第8階層 (第5階層)		397,000円以上	35,000	34,400			
			40,000	39,300			
			52,000	51,100			

保育料無償化

I 多子世帯軽減について(預かり保育料、延長保育料、給食費等は含みません)

○第3階層aから第8階層の区分に属する場合は、特定被監護者等のうち、最年長者を第1子としたときの年長順に数えて第2子の保育料は、上記保育料月額の2分の1に相当する額とし、第3子以降は、無料となります。ただし、第3階層aから第4階層cまでのひとり親世帯等に該当する場合は、第2子以降の保育料は、無料となります。

II ひとり親世帯等(下記に該当する世帯)への軽減

○ひとり親世帯。

○次の方がいる世帯(身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者)

○第4階層c以下の世帯は、第2子以降は無料です。

○第4階層c以下の第1子について、第3階層aと同額に軽減。

III 平成30年度から政令市の市町村民税の税率が8%となりましたが、保育料算定は旧税率(6%)で計算しています。

◇令和6年度より多子世帯軽減の範囲が拡大しました

生計を一にするお子さんが2名以上いる場合、最年長のお子さんから順に数えて**第2子の保育料は半額、第3子以降は無料**となります。

※第4階層c以下のひとり親世帯等に該当する場合は、これまで通り第2子以降の保育料は無料です。

8 幼児教育・保育の無償化について

※年齢の基準は当該年度の4月1日時点

令和元年10月から3～5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもの保育料が無償になりました。該当の方には入所時および初めて対象となる年の3月下旬頃にお知らせします。

また、0～2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもも無償化対象になります。

(1) 保育園・認定こども園（2・3号認定）の場合

保育園、認定こども園等を利用する3～5歳までの全てのお子さんの保育料が無償化されます。

0～2歳までのお子さんについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

(2) 幼稚園・認定こども園（1号認定）の場合

満3歳以上のお子さんの教育標準時間分の保育料が無償化されます。

預かり保育料は「保育の必要性の認定」を受けた1号認定のお子さんは利用日数に応じて月額最大12,300円まで無償化になります。無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(3) 無償化の対象にならない費用

認定区分にかかわらず給食費、行事費、教材費などのほか、2・3号認定のお子さんの延長保育利用料、「保育の必要性の認定」を受けていない1号認定のお子さんの預かり保育料は、無償化の対象外となります。

ただし、保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育園を利用する3歳以上の子どもで、以下に当てはまる場合は、副食（おかず）の費用が免除されます。

・年収360万円未満相当世帯のお子さん

・年収にかかわらず、第3子以降のお子さん

※ひとり親世帯等に該当する場合は、免除対象となる世帯の収入階層が拡大されます。

※第3子以降の数え方について

1号認定のお子さん：生計を同一にするお子さんのうち、小学校3年生以下の範囲で年長者から数えて3人目以降

2号認定のお子さん：生計を同一にするお子さんのうち、就学前の範囲で年長者から数えて3人目以降

【副食費免除の対象外となるケース】

1号認定のお子さんの場合、土曜日及び長期休業期間の預かり保育料における副食費は免除対象外となります。

(4) 認可外保育施設等その他の対象事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

3～5歳までの子どもは月額40,300円まで、0～2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもは月額45,700円までの保育料が無償化されます。

9 利用開始後の確認事項

(1) 慣らし保育について

保育所等では、入所日から最長2週間程度、お子さんが環境に慣れるために、保育時間を徐々に伸ばしていく、慣らし保育期間を設けております。慣らし保育期間はお子さんの状況に応じて、時間を伸ばしていきます。詳しくは、各園にご相談ください。

	ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
慣らし保育 例	午前中 2～3時間程度	昼食後まで	午睡後まで	通常時間

保護者の復職時期に合わせれば、慣らし保育期間を踏まえて育児休業中から利用することができます。入所申込書には慣らし保育期間も含めて入所希望日を記入する必要があります。

なお、慣らし保育期間中も保育料は発生します。

(例：6月15日に育児休業から復職→慣らし保育期間を含めて6月1日から利用開始で申込み)

(2) 食事（給食）について

アレルギー等で除去食（※）を希望される場合は、面接時に園にご相談ください。
※園によって対応が異なります。

3歳未満児	完全給食	
3歳以上児	梁川認定こども園 月舘認定こども園	毎週水曜日は弁当持参、それ以外は完全給食
	認定こども園伊達こども園 伊達・ひかり認定こども園 認定こども園大田 認定こども園上保原 保原認定こども園 福島文化高子こども園 霊山三育認定こども園 認定こども園神愛幼稚園	完全給食
	保原保育園 梁川保育園 梁川中央保育園	家庭で主食を準備してください。

(3) 転園を希望する場合

伊達市内の他の保育所等に転園を希望する場合は、新たに入所申込みが必要です。申請に必要な書類や日程等は新規に申請する方と同様です。保育を必要とする状況を証明する書類については、申請時点の最新のものを新たに提出してください。

入所が決まったら現在利用している園に退所届を提出していただきます。

なお、転園の場合は、入所の優先順位が下がります。(2号・3号認定の場合)

また、新たに希望する園の空き状況によって、転園できない場合があります。

(4) 保育所等を退所する場合

最終登園日が決まったら、利用している保育所等に連絡の上、原則、退所希望日の1か月前までに『保育所等退所・辞退届』を直接園に提出してください。

また、今後、伊達市内での給付認定が必要ない場合には、支給認定証を返却してください。

【退所月の保育料日割り計算】

保育料(月額) × 退所月の在籍日数(日・祝日を除く・上限は25日) ÷ 25

(5) 現況届の提出について

保育所等を利用している方は、毎年5～6月頃に**保育を必要とする事由の確認のため、「現況届」と保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です**。提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、保育所等の利用ができなくなることがありますので、必ず提出してください。



10 いろいろな保育（特別保育）

延長保育 (2号・3号認定)		保護者の勤務時間と通勤時間などの事情を考慮して、保育時間の延長を実施しています。
実 施 園		『13 市内認可保育所等の一覧』(22～28 ページ参照) をご覧ください。
延 長 時 間	保育標準時間	園によって異なります。詳しくは 22～28 ページをご覧ください。
	保育短時間	
申込み方法	月契約	入所している保育所等で「延長保育申請書」を受領し、園に提出してください。
	随 時	通常の保育時間を超えた場合に延長保育となりますので、申請書の提出は必要ありません。
利 用 料		園によって異なります。詳しくは 22～28 ページをご覧ください。

預かり保育 (1号認定)		教育時間前後に、在園児の預かり保育を実施しています。
実 施 園		認定こども園
保育時間		園によって保育時間が異なります。詳しくは 23～26 ページをご覧ください。
申込み方法		入所している園で「預かり保育申請書」を受領し、園に提出してください。
利 用 料		園によって異なります。詳しくは 23～26 ページをご覧ください。

病児・病後児保育 ※事前に登録が必要です		病気にかかっている、または病気の回復期にあるお子さんについて、保育を実施しています。
実施園	病 児 保 育	実施園なし
	病後児保育	梁川認定こども園、認定こども園大田、保原認定こども園、認定こども園 伊達こども園、伊達・ひかり認定こども園
	病児・病後児保育 【体調不良児対応型】	認定こども園上保原、霊山三育認定こども園
対 象 児		伊達市に住所があり、市内教育保育施設に在籍している園児 ※病児・病後児保育【体調不良児対応型】は実施園の当該園児に限る。
申 込 方 法		利用を希望する認定こども園に直接お申込みください。
利 用 料		園によって異なりますので、詳しくは各園にお問い合わせください。

一時預かり事業 ※事前に登録が必要です		保護者の都合でお子さんを預けたい場合や、お子さん同士がふれあう機会を作りたい時など利用できます。
実 施 園		『13 市内認可保育所等の一覧』(22～28 ページ参照) をご覧ください。
対 象 児		保育所等を利用していない、伊達市に住民登録をしている就学前のお子さん（私立認定こども園は伊達市外児の預かり有り）
申 込 方 法		利用を希望する保育所等に直接お申込みください。
利 用 料		園によって料金が異なります。

11 入所申込書類の記入例

教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書

伊達市長 様

保護者名は、必ず【伊達市に住所を有している人】
にしてください。

(例) 父が単身赴任等で伊達市外に住所を有して
いる場合は、母の氏名を記入。

- 油性ボールペンなどの消えないものでご記入ください。(鉛筆、消えるボールペンなど消せるものは不可。)
- 記入を間違えた場合は、二重線で修正してください。(訂正印不要。修正液、修正テープ使用不可。)

申請(届出)日	令和 ○年 ○月 ○日	申請(届出)	☒ 新規申請 ☐ 現況届
ふりがな 保護者氏名 (申請者)	だて たろう 伊達 太郎	連絡先	(日中連絡がとれる番号) 自 宅: 024-XXX-XXXX 090-XXXX-XXXX
個人番号	11111111111111111111	マイナンバーを記入	
保護者住所	(〒 960- 0692) 伊達市 保原町舟橋 180 番地	①転入前申込み ②父母のどちらかが単身赴任・長期出張中 ③避難中 上記のいずれかに該当する場合は、住民票の住所と 現在居住している住所の両方を記入してください。	
上記申請及び個人番号の提供について、以下の者に委任します。 ※上記保護者(申請者)が申請に来られない場合は、提出する方がこの受任者(提出者)欄にご記入ください。			
ふりがな 受任者氏名 (提出者)	だて さちこ 伊達 幸子	住所	☒ 保護者住所と同じ ☐ 別住所 ()
申請者との関係: 妻	連絡先	自 宅: 024-XXX-XXXX 携帯電話: 090-XXXX-XXXX	
保護者住所と異なる場合は、別住所にチェックを入れて ()内に記入してください。			

申請に係る 小学校就学前 子ども	(ふりがな) だて あいこ 伊達 愛子	生年月日	令和 ○年 ○月 ○日 (男・ ☒ 女)
個人番号	8888888888888888	現在利用して いる施設	
入所希望日	☒ 令和9年4月1日 ☐ その他(令和 年 月 日) から令和10年3月31日		
希望認定 区分 (「1号認定」また は「2号・3号認 定」に ☒ をいれ 記入してくださ い)	☐ 1号認定	希望施設名	
	☒ 2号・3号 認定	希望施設名	第1希望 ○○保育園
			第2希望 △△認定こども園
			第3希望
			第4希望
☐ 保育所・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問 ☐ 幼稚園→1号認定(保育所等を併願せず預け ☐ 認定こども園 利用希望児童が3歳未満 ☐ 認定こども園 利用希望児童が3歳以上 ☐ ①②は、保護者の ☐ 選択です		慣らし保育期間(15 ページ参照)を含めた入所希望日を記 入してください。 4/1 から入所希望の場合は「令和9年4月1日」にチェック。 4/2 以降入所希望の場合は、その他にチェックを入れ、希望 日を記入してください。なお、2号・3号認定で育休明けに 入所希望の場合は、復職日より最長2週間前(※1)の日か ら希望日を記入できます。※2 例: 職場復帰が5/1→希望日 4/16 ※1 開所日(日曜・祝日、年末年始を除く)の最長12日前 ※2 年度をまたぐことはできません。	

『1号認定』を選択する場合は、裏面①に必要事項を記入。

『2号・3号認定』を選択する場合は、裏面①及び②に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

世帯員(申請幼児を除く)・世帯分離している同居者含む	ふりがな 氏 名 個人番号	子どもとの 続柄	生年月			
	だて たろう 伊達 太郎	父	大 昭 平 ○年 ○月 ○日			
	だて さちこ 伊達 幸子	母	大 昭 平 ○年 ○月 ○日			
	だて いちろう 伊達 一郎	兄	大 昭 平 ○年 ○月 ○日			
	だて はなこ 伊達 花子	姉	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	○○保育園	
	だて かずお 伊達 一夫	祖父	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	無職	
	だて かずこ 伊達 和子	祖母	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	○○商店	
	だて まさお 伊達 政男	叔父	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	○○大学	
生活保護・里親委託の適用の有無	☐ 適用なし ・ ☒ 適用あり (☒ 生活保護 ☐ 里親委託) (平成・令和 ○年 ○月 ○日開始)					
障がい者手帳等の有無	☐ 該当なし ・ ☒ 該当あり 【 ☐ 子ども本人 ☒ 子ども本人以外 該当者名(伊達一夫) 】					
ひとり親家庭及びそれに類する状況	☐ 該当なし ・ ☒ 該当あり 【 ☒ 離婚 ☐ 死別 ☐ 婚姻歴なし ☐ その他() 】					
令和7年1月1日現在の住所	父: ☐ 伊達市内 ・ ☒ (△△市) 母: ☐ 伊達市内 ・ ☒ (△△市)		※住所が伊達市外だった場合は、該当年度の市町村 民税所得課税証明書を添付してください。 (4～8月分保育料は、前年度課税額、9月分以降は当 該年度課税額で算定します。)			
令和8年1月1日現在の住所	父: ☐ 伊達市内 ・ ☒ (△△市) 母: ☐ 伊達市内 ・ ☒ (△△市)		ただし、個人番号(マイナンバー)を記入の場合は添付 不要です			

申請するお子さんを除く世帯員全員を記入してください。
 世帯分離している場合でも、同居している場合は記入してください。
 勤務先・学校名等は、提出日現在の状況を記入してください。ただし、提出日以降、入所希望日までの間で、勤務先や学校が変更になることが確実である場合は、変更後の状況を記入し、就労証明書等の証明書類も変更後の状況のものを提出してください。
 申請後、状況に変更が生じた場合は、変更申請の手続きをしてください。

②保育の利用を必要とする理由等 ※2号・3号認定のみ(保育の利用を希望する場合)のみ記入してください。

氏名	子どもとの 続柄	保育を必要とする理由(以下から該当する項目を選択してください。)
伊達 太郎	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育休取得中で保育利用中の子ども ☐ その他()
伊達 幸子	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育休取得中で保育利用中の子ども ☐ その他()
希望する曜日 及び時間	利用(予定)曜日	利用時間
	月・火・水・木・金・土・日	7時30分 から 18時30分 まで

父母(保護者)氏名の記入および保育を必要とする理由にチェックしてください。

12 変更届の記入例

教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届

伊達市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の変更または再交付について申請（届出）します。

この申請書等及び添付書類の写しを利用施設に送付すること、並びに市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

必ず記入

申請（届出）日	令和 ○年 ○月 ○日	申請（届出）内容	☒ 変更申請（届） ☐ 再交付申請
ふりがな 保護者氏名 （申請者）	ほばら さちこ 保原 幸子	連絡先	（日中連絡がとれる番号） 自 宅：024- XXX - XXXX 携帯電話：090- XXXX-XXXX
個人番号			
保護者住所	〒960- 0756) 伊達市 梁川町青葉町 1	申請する方にチェックを入れてください。	
上記申請及び個人 ※上記保護者（提出者）	一度記入していただいた場合、再度の記入は不要です。		
ふりがな 受任者氏名 （提出者）	保原 栄子	住所	☒ 保護者住所と同じ ☐ 別住所 （)
申請者との関係	母	連絡先	自 宅：024- XXX - XXXX
保護者住所と異なる場合は、別住所にチェックを入れて（ ）内に記入してください。			
申請に係る 小学校就学前 子ども	（ふりがな） ほばら はなこ 保原 花子	生年月日	令和 ○年 ○月 ○日 （男・女）
個人番号		現在利用して いる施設	〇〇保育園
		認定番号	8888888888

変更の場合は、該当する変更内容に☒をいれ、記入してください。（再交付の場合は以下記入不要です。）

保育を必要とする事由の種類（就労、求職活動等）やその内容（就労時間、勤務場所等）、家庭状況（ひとり親家庭等）等が変更となった場合は、それを証明する書類の添付が必要です。

該当する変更内容のみ記入

変更内容	変更前	変更後
☒ 認 定 区 分	☒ 1号認定 ☐ 2号認定（ ☐ 標準時間認定・ ☐ 短時間認定） ☐ 3号認定（ ☐ 標準時間認定・ ☐ 短時間認定）	令和 ○年 ○月から変更 ☐ 1号認定 ☒ 2号認定（ ☒ 標準時間認定・ ☐ 短時間認定） ☐ 3号認定（ ☐ 標準時間認定・ ☐ 短時間認定）
☒ 住所	（〒960 - 0692 ）伊達市 保原町字舟橋 180 番地	（〒960- 0756 ）伊達市 梁川町青葉町 1
☒ 保護者	旧保護者名 伊達 太郎	新保護者名 保原 幸子
☒ 子ども氏名	旧氏名 伊達 花子	新氏名 保原 花子
☒ 生活保護の適用 ☐ 里親委託の適用	☒ 適用なし ☐ 適用（令和 年 月 日開始）	☒ 適用開始（令和 ○年 ○月 ○日） ☐ 適用廃止（令和 年 月 日）
☒ 家庭の状況	☐ ひとり親家庭該当 【離婚・死別・婚姻歴なし・その他（ ）】 ☒ ひとり親家庭非該当 ☐ 障がい者手帳等の交付（ ）	☒ ひとり親家庭該当 【離婚・死別・婚姻歴なし・その他（ ）】 ☐ ひとり親家庭非該当 ☐ 障がい者手帳等の交付（ ） ☐ 障がい者手帳等の返納（ ）
☐ その他事由		

☐ 転入 ☐ 転出 ☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ 出生 ☒ 祖父母等と同居(別居) ☐ その他()	ふりがな 氏 名	子どもとの 続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等
	個人番号				
	ほばら たろう	祖父	大 昭 平 令 〇年 〇月 〇日	男・女	〇〇医院
	保原 太郎				
	ほばら えいこ	祖母	大 昭 平 令 〇年 〇月 〇日	男・女	無職
	保原 栄子				
			大 昭 平 令 年 月 日	男・女	
			大 昭 平 令 年 月 日	男・女	

※以下2・3号認定（保育の利用を希望する場合）で変更がある場合のみ記入してください。

☒ 保育を必要とする事由の変更	保護者氏名	子どもとの 続柄	保育を必要とする理由（以下から番号選択し、変更前後に記入してください。） 1 就労 2 妊娠・出産 3 疾病・障がい 4 介護等 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれ 9 育休取得中で保育利用中の子ども 10 その他（理由記入）	
			変更前	変更後
	保原 幸子	母	1	6
☒ 利用を希望する曜日及び時間		変更前	変更後	
	☒ 利用曜日	月・火・水・木・金・土・日	月・火・水・木・金・土・日	
	☒ 利用時間	8時 30分から 14時 00分まで	8時 00分から 17時 30分まで	
☐ 希望施設の変更	希望順位	変更前	変更後	
	第1希望			
	第2希望			
	第3希望			
	第4希望			

【記入はここまで（以下、受付記入欄）】

個人番号の記載	☐ あり ☐ なし		
①身元確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 顔写真付き身分証明書（運転免許証等） ☐ その他書類2つ（ ）		
②番号確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号が記載された写し等		
認定の可否	認定者番号	認定区分等	
可 年 月 日認定	否（否とする理由）	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 （ ☐ 標 ☐ 短）	
入園施設（事業者）名	支給（入園）の可否	支給（利用期間）	
	可	否（否とする理由）	自： 年 月 日 至： 年 月 日

13 市内認可保育所等の一覧

市立保育園

私立保育園

(令和 8 年 10 月 1 日現在)

保育園名		保原保育園		梁川保育園	梁川中央保育園
		本園	分園		
所在地		保原町字東台後 80 番地 1	保原町字西町 116 番地	梁川町字中久保 32 番地 1	梁川町字内町 41 番地 1
電話番号		5 7 6 - 2 5 7 8	5 7 6 - 6 1 1 5	5 7 7 - 0 1 4 2	5 7 7 - 0 1 5 6
年齢要件		生後 2 か月から 就学前まで	0 歳児（生後 2 か月 から 6 カ月まで優先）	生後 2 か月から就学前まで	
定員	0 歳	6 名 ※	12 名	6 名	6 名
	1 歳	48 名	-	18 名	20 名
	2 歳				
	3 歳	46 名		36 名	44 名
	4 歳				
	5 歳				
開園時間		7:00～19:00			
保育時間	標準時間	7:00～18:00			
	短時間	8:00～16:00			
休園日		日曜日・祝日・年末年始			
特別保育	延長	【保育標準時間】 18:00～19:00（日額：100 円 月額：2,000 円） 【保育短時間】 朝： 7:00～ 8:00（日額：100 円 月額：2,000 円） 夕： 16:00～19:00（日額：200 円 月額：4,000 円）			
	障がい児	○	○	○	○
	一時	満 1 歳以上児（離乳完了後）～ 5 歳児 月～金（祝日は除く） 8:15～17:30	-	-	-
		利用料 [4 時間 超] 1,500 円 [4 時間以内] 1,000 円 月 12 日および週 3 日まで利用可能です。			
その他		-	-	-	-

※ 保原保育園の 0 歳児に申し込んだ場合、保原保育園分園に入所決定する場合があります。

市立認定こども園

(令和8年10月1日現在)

認定こども園名				梁川認定こども園		月館認定こども園	
所在地				梁川町字山城館 7 番地 1		月館町月館字関ノ下 8 番地 2	
電話番号				5 7 7 - 0 3 1 1		5 7 2 - 2 3 3 1	
年齢要件				生後 2 か月から就学前まで			
定員	0 歳			6 名		6 名	
	1 歳			30 名		18 名	
	2 歳						
	3 歳			[1 号認定] 90 名 [2 号認定] 90 名		[1 号認定] 45 名 [2 号認定] 30 名	
	4 歳						
	5 歳						
開園時間				7:00～19:00			
教育標準時間（1号）				8:15～13:30			
保育時間				[標準時間] 7:00～18:00 [短時間] 8:00～16:00			
休園日	1 号認定			土曜日・日曜日・祝日・年末年始・長期休業期間（夏・冬・春）			
	2・3 号認定			日曜日・祝日・年末年始			
特別保育	預かり（1号）	平日	早朝預かり	[時 間] 7:00～8:15		[利用料] 日額 100 円	
			通常預かり	[時 間] 13:30～19:00		[利用料] 日額 490 円	
		土曜日等※	早朝預かり	[時 間] 7:00～8:15		[利用料] 日額 100 円	
			通常預かり	[時 間] 8:15～19:00		[利用料] 日額 490 円	
		※土曜日等・・・土曜日、長期休業期間、代休日、週休日の振替日					
		その他費用			別途、おやつ代等がかかります。		
	延長			【保育標準時間】 18:00～19:00 （日額：100 円 月額：2,000 円） 【保育短時間】 朝： 7:00～ 8:00 （日額：100 円 月額：2,000 円） 			

※ 詳細は各園にご相談ください。

私立認定こども園

(令和 8 年 10 月 1 日現在)

認定こども園名				認定こども園 伊達こども園		伊達・ひかり認定こども園	
所在地				伊達市中道 10 番地		伊達市伏黒字一本石 99 番地 4	
電話番号				5 8 3 - 2 3 5 5		5 9 7 - 7 7 3 7	
年齢要件				生後 2 か月から就学前まで			
定員	0 歳			21 名		9 名	
	1 歳			74 名		27 名	
	2 歳						
	3 歳			[1 号認定] 135 名 [2 号認定] 135 名		[1 号認定] 18 名 [2 号認定] 72 名	
	4 歳						
	5 歳						
開園時間				7:00～19:00			
教育標準時間（1号）				8:15～13:45		8:15～13:30	
保育時間				〔標準時間〕 7:00～18:00 〔短時間〕 8:00～16:00			
休園日	1 号認定			土曜日・日曜日・祝日・年末年始・長期休業期間（夏・冬・春）			
	2・3 号認定			日曜日・祝日・年末年始			
特別保育	預かり（1号）	平日	早朝	〔時 間〕 7:00～8:15		〔時 間〕 7:00～8:15	
			預かり	〔利用料〕 日額200円		〔利用料〕 日額200円、月額2,000円	
		土曜日等 ※	通常	〔時 間〕 13:45～19:00		〔時 間〕 13:30～19:00	
			預かり	〔利用料〕 日額540円		〔利用料〕 日額490円	
			早朝	〔時 間〕 7:00～8:15		〔時 間〕 7:00～8:15	
		預かり	〔利用料〕 日額200円		〔利用料〕 日額200円、月額2,000円		
		通常	〔時 間〕 8:15～19:00		〔時 間〕 8:15～19:00		
	預かり	〔利用料〕 日額 540 円		〔利用料〕 日額 490 円			
				※土曜日等・・・土曜日、長期休業期間、代休日、週休日の振替日			
	その他費用			別途、活動費（おやつ代等）がかかります。			
	延長			【保育標準時間】 18:00～19:00 （日額：100 円 月額：2,000 円） 【保育短時間】 朝： 7:00～ 8:00 （日額：100 円 月額：2,000 円） 夕： 16:00～19:00 （日額：200 円 月額：4,000 円）			
	障がい児			○		○	
	一時	年齢要件		満 1 歳児（離乳完了後）～ 2 歳児（満 3 歳児）の学年		満 1 歳児（離乳完了後）～ 2 歳児（満 3 歳児）の学年	
実施日・時間		月～金（祝日は除く）8:15～16:45		月～金（祝日は除く）8:15～17:00			
利用料		[4 時間超] 1,500 円（市外児：2,500 円） [4 時間以内] 1,000 円（市外児：2,000 円）		[4 時間超] 1,500 円（市外児：2,500 円） [4 時間以内] 1,000 円（市外児：2,000 円）			
その他		連続して週 4 日以上の利用は、お断りする場合があります。		－			
その他				病後児保育（就学前児童対象） 注：0 歳児は除く		病後児保育（就学前児童対象） 注：0 歳児は除く	

私立認定こども園

(令和8年10月1日現在)

認定こども園大田	認定こども園上保原	福島文化高子こども園
保原町大泉字前原内 246 番地 1	保原町上保原字上ノ原 22 番地 2	保原町高子岡 4 番地
5 2 9 - 7 6 1 1	5 7 3 - 0 9 2 7	5 7 2 - 6 2 1 0
生後 2 か月から就学前まで		生後 6 か月から就学前まで
9 名	12 名	6 名
31 名	43 名	30 名
[1 号認定] 10 名 [2 号認定] 40 名	[1 号認定] 20 名 [2 号認定] 65 名	[1 号認定] 15 名 [2 号認定] 54 名
7:00～19:00		
8:00～13:30		8:15 ～ 13:30
[標準時間] 7:00～18:00 [短時間] 8:00～16:00		
土曜日・日曜日・祝日・年末年始・長期休業期間（夏・冬・春）		
日曜日・祝日・年末年始		
[時 間] 7:00～8:00 [利用料] 日額100円		[時 間] 7:00～8:15 [利用料] 日額200円
[時 間] 13:30～19:00 [利用料] 日額 490 円		[時 間] 13:30～19:00 [利用料] 日額 500 円（※3）、月額 7,000 円
[時 間] 7:00～8:00 [利用料] 日額 100 円		[時 間] ①7:00～13:30②13:30～19:00 [利用料] ①・②各 500 円
[時 間] 8:00～19:00 [利用料] 日額 490 円		
※土曜日等・・・土曜日、長期休業期間、代休日、週休日の振替日		
別途、おやつ代がかかります。		土曜日等は、別途おやつ代等がかかります。
【保育標準時間】 18:00～19:00 （日額：100 円 月額：2,000 円） 【保育短時間】 朝： 7:00～ 8:00 （日額：100 円 月額：2,000 円） 夕： 16:00～19:00 （日額：200 円 月額：4,000 円）		
○	○	○
満 1 歳（離乳完了後）～2 歳児（満 3 歳児）の学年		満 1 歳児（離乳完了後）～5 歳児
月～金（祝日は除く）8:15～17:00		月～金（祝日は除く） 9:00～17:00
[4 時 間 超] 1,500 円（市外児：2,500 円） [4 時間以内] 1,000 円（市外児：2,000 円）		[4 時間超] 1,500 円（市外児：同額） [4 時間以内] 1,000 円（市外児：同額）
連続して週 4 日以上の利用は、お断りする場合があります。		別途おやつ代等がかかります。
病後児保育（就学前児童対象） ※0 歳児は除く	病児・病後児保育 【体調不良児対応型】	（※3）4 時間以上の場合は、日額 500 円。 4 時間未満の場合は、日額 300 円。

私立認定こども園

(令和 8 年 10 月 1 日現在)

認定こども園名				保原認定こども園		霊山三育認定こども園		幼保連携型認定こども園 神愛幼稚園		
所在地				保原町大泉字道城場 84 番地 1		霊山町掛田字北谷津 7 番地 3		霊山町掛田字辻向 6 番地 1		
電話番号				5 6 3 - 3 0 8 9		5 8 6 - 3 3 1 9		5 8 6 - 1 2 1 5		
年齢要件				生後 2 か月から就学前まで						
定員	0 歳			15 名		6 名		2 名		
	1 歳			45 名		16 名		6 名		
	2 歳									
	3 歳			[1 号認定] 35 名 [2 号認定] 70 名		[1 号認定] 10 名 [2 号認定] 28 名		[1 号認定] 10 名 [2 号認定] 12 名		
	4 歳									
	5 歳									
開園時間				7:00～19:00						
教育標準時間（1号）				8:00～14:00		8:00～14:30		8:00～14:00		
保育時間				[標準時間] 7:00～18:00 [短時間] 8:00～16:00						
休園日	1 号認定			土曜日・日曜日・祝日・年末年始・長期休業期間（夏・冬・春）						
	2・3 号認定			日曜日・祝日・年末年始						
特別保育	預かり（1号）	平日	早朝 預かり	[時 間] 7:00～8:00 [利用料] 日額100円		[時 間] 7:00～8:00 [利用料] 日額0円		[時 間] 7:00～8:00 [利用料] 日額200円 月額2,000円		
			通常 預かり	[時 間] 14:00～19:00 [利用料] 日額 490 円		[時 間] 14:30～19:00 [利用料] 日額 490 円		[時 間] 14:00～19:00 [利用料] 日額 490 円		
		土曜日等※	早朝 預かり	[時 間] 7:00～8:00 [利用料] 日額 100 円		[時 間] 7:00～19:00 [利用料] 日額 490 円		[時 間] 7:00～8:00 [利用料] 日額200円 月額2,000円		
			通常 預かり	[時 間] 8:00～19:00 [利用料] 日額 490 円				[時 間] 8:00～19:00 [利用料] 日額 490 円		
					※土曜日等・・・土曜日、長期休業期間、代休日、週休日の振替日					
		その他費用			別途、おやつ代がかかります。		別途、おやつ代がかかります。		別途活動費（おやつ代等）がかかります。	
	延長			【保育標準時間】 18:00～19:00 （日額：100 円 月額：2,000 円） 【保育短時間】 朝： 7:00～ 8:00 （日額：100 円 月額：2,000 円） 夕： 16:00～19:00 （日額：200 円 月額：4,000 円）						
	障がい児			○		○		○		
	一時	年齢要件	6 か月以上児～5 歳児		6 か月以上児～5 歳児		満 1 歳児（離乳完了後）～5 歳児			
		実施日・時間	月～金（祝日は除く）8:00～17:00		月～土（祝日は除く）8:30～18:00		月～金（祝日は除く）8:15～17:00			
		利用料	[4 時間超] 1,300 円（市外児：同額） 0 歳児：1,800 円（市外児：同額） [4 時間以内] 800 円（市外児：同額） 0 歳児：1,000 円（市外児：同額）		[4 時間超] 1,500 円（市外児：2,500 円） 0 歳児:2,000 円（市外児は除く） [4 時間以内] 1,000 円（市外児：2,000 円） 0 歳児:1,500 円（市外児は除く）		[4 時間超] 1,500 円 （市外児：2,500 円） [4 時間以内] 1,000 円 （市外児：2,000 円）			
		その他	※1 日 8 時間までの利用です。 ※月 12 日まで利用できます。		-		-			
	その他				病後児保育（就学前児童対象） ※0 歳児は除く		病児・病後児保育 【体調不良児対応型】		-	

私立小規模保育施設

(令和 8 年 10 月 1 日現在)

小規模保育施設名		Ribbon 保育園 だて	保育園もものき	神愛保育園
所在地		伊達市細谷 43 番地 8	保原町字東台後 60 番地 2	保原町字城ノ内 116 番地 8
電話番号		5 7 2 - 4 4 5 6	5 2 9 - 6 5 2 5	5 7 2 - 4 2 7 7
年齢要件		生後 4 か月から 2 歳児まで	生後 2 か月から 2 歳児まで	生後 4 か月から 2 歳児まで
定員	0 歳	3 名	3 名	3 名
	1 歳	8 名	4 名	9 名
	2 歳	8 名	5 名	
開園時間		7:00～19:00		
保育時間	標準時間	7:00～18:00		
	短時間	8:00～16:00		
休園日		日曜日・祝日・年末年始		
特別保育	延長	【保育標準時間】 18:00～19:00 (日額：100 円 月額：2,000 円) 【保 育 短 時 間】 朝： 7:00～ 8:00 (日額：100 円 月額：2,000 円) 夕： 16:00～19:00 (日額：200 円 月額：4,000 円)		
	障がい児	-	○	-
	一時	-	-	満 1 歳児 (離乳完了後) ～2 歳児 月～金 (祝日は除く) 8:15～17:00 利用料 [4 時間超] 1,500 円 (市外児：2,500 円) [4 時間以内] 1,000 円 (市外児：2,000 円)
その他		-	-	-
連携施設※1		認定こども園 伊達こども園	認定こども園大田 認定こども園上保原	幼保連携型認定こども園神愛幼稚園 伊達・ひかり認定こども園

※1 連携施設は 3 歳児以降の受け皿としての役割をもっている施設です。卒園後に連携施設の利用を希望する方は優先入所することができます。(ただし、入所を確約するものではありません。)

事業所内保育施設

(令和 8 年 10 月 1 日現在)

事業所保育施設名			だてのもり保育園		
所在地			イオンモール伊達内 1 階		
電話番号			024-572-4456（開園まで Ribbon 保育園だて）		
年齢要件			生後 4 か月から 2 歳児まで		
定員	0 歳		[地域枠] 1 名	[従業員枠] 2 名	
	1 歳		[地域枠] 2 名	[従業員枠] 6 名	
	2 歳		[地域枠] 2 名	[従業員枠] 6 名	
開園時間			7:00～19:00（19:00～22:00 は要相談）		
保育時間	標準時間		8:00～19:00		
	短時間		9:00～17:00		
休園日			なし		
特別保育	延長		【保育標準時間】 朝：7:00～8:00（日額：100 円 月額：2,000 円） 夕：19:00～22:00（30 分 400 円） 【保 育 短 時 間】 朝：7:00～9:00（日額：200 円 月額：4,000 円） 夕：17:00～19:00（日額：200 円） 19:00～22:00（30 分 400 円）		
	障がい児		-		
	一時	年齢要件	満 1 歳(離乳完了後)～ 2 歳児(満 3 歳児)の学年		
		実施日・時間	年中 10:00～12:00 午前の部 14:00～18:00 午後の部		
		利用料	30 分 350 円(市内外問わず)		
		その他	・ 同時にお預かりできる人数 3 名まで ・ 月 1 2 日まで利用可能		
連携施設			市内私立園全園（小規模保育園を除く）		

※地域枠は他の事業所等と同様の取り扱いになります。従業員枠については直接園にお問い合わせください。

※年間預かり日数及び 1 か月当たりの平均預かり時間には上限があります。

※連携施設は 3 歳児以降の受け皿としての役割を持った施設です。卒園後に連携施設の利用を希望する方は優先入所することができます。(ただし、入所を確約するものではありません。)

14 その他施設等の一覧

伊達市内の幼稚園

伊達市立幼稚園に関することは、こども未来課へお問い合わせください。

認可外保育施設・・・認可を受けていない施設の総称

施設によって、運用や設備、保育料などが異なります。申込み方法および受入状況等は、施設へ直接確認してください。

地区	認可外保育園名	所在地	電話番号
保原	ファミリーユ保育所 ※1	保原町上保原字遍照原 8 番地 8	529-7100

※1 企業主導型保育事業として、平成 29 年 4 月に開園。地域枠定員は 6 名。

地域子育て支援センター

親子が気軽に来て、子どもたちの自由遊びや親同士の交流ができます。住んでいる地域に関わらず、好きな子育て支援センターをご利用ください。（伊達子育て支援センターは、伊達ふれあいセンター内で実施しています。）

（令和 8 年 10 月 1 日現在）

地域子育て支援センター名（実施施設）	電話番号
保原北子育て支援センター（認定こども園大田）	529-7611
保原南子育て支援センター（認定こども園上保原）	573-0947
伊達市子育て支援センター（梁川認定こども園）	577-0345
伊達子育て支援センター（伊達ふれあいセンター）	070-7547-4984
霊山子育て支援センター（霊山三育認定こども園）	586-3725
保原中央子育て支援センター（保原認定こども園）	563-3089

お問い合わせ先



書類のご提出や、ご不明な点についてのお問い合わせは

伊達市役所 こども部 こども未来課 幼保支援係

電 話 024-573-5691

F A X 024-576-2419

受付時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）

住 所 〒960-0692

伊達市保原町字舟橋 180 番地 東棟 1 階

このしおりの内容は伊達市ホームページにも掲載されています。

※各園の空き状況（2号・3号認定）の確認や各申請書類一式をダウンロードすることもできます。

福島県伊達市 こども未来課

検索



登録無料



Android 版



i OS 版



伊達市の子育て情報を配信する「だて子育てアプリ」をご利用ください。



伊達市「だってちゃん」

「だってちゃん」は、伊達市の友好交流都市である千葉県白井市の職員の考案により誕生したキャラクターです。